

答申（制）第41号
令和5年12月21日

長崎県知事 大石 賢吾 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 福崎 龍馬



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

令和5年10月25日付け5市町村第340号で諮問があったことについて、下記のとおり答申します。

記

長崎県が行う「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審査会が、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める審査の観点に基づき点検したところ、指針に定める実施手続等に適合しており、当該評価書（案）の内容は指針に定める評価の目的等に照らし概ね妥当であると認められる。

なお、特定個人情報保護という重要性から、以下の諸点につき、審査会における点検を踏まえて、引き続き有効なリスク対策の実施に向けた見直しに適宜取り組まれることにより、さらに充実した管理運営がなされるものと思われる。

- (1) 特定個人情報の使用におけるリスク対策に関し、組織的・人的・物理的・技術的な措置が一定認められるが、不正抑止のための物理的な対策について更なる充実を検討すること
- (2) 当該事務に係る委託にあたっては、委託先に対して、特定個人情報ファイルの取扱いに関する監視・監督を徹底すること。また、暗号化方式の更新など定期的な見直しに加え、技術の急速な進展に応じたセキュリティを確保すること
- (3) 特定個人情報の提供・移転について、取り外し可能な電磁的記録媒体を使用する場合は、紛失等のリスクを鑑み、媒体の保管及び管理を徹底するとともに、より安全に提供・移転ができる手段を引き続き検討すること
- (4) 評価書の記載について、審査会との質疑応答を踏まえ、より具体的な記載に改めること